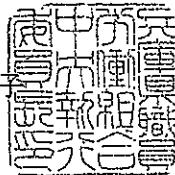


2021年10月25日

兵庫県知事
齋藤 元彦 様

兵庫県職員労働組合

中央執行委員長 青木 久実子



2021年賃金改善等に関する追加要求書

日頃から、職員の労働条件の改善、県民福祉の向上、地方自治の拡充等にご努力されていることに対し、心から敬意を表します。

さて、人事委員会は、本年の公民較差に基づき、10月12日に月例給の改定を見送り、一時金0.15月分を引き下げる勧告を行いました。1年半以上の長期に渡る新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、県民の生命や生活を守るために、献身的に努力を重ねてきた職員の思いや実態を踏まえると、2年連続の賃金引き下げは残念です。

特に、一時金の引き下げを全て期末手当で実施することは、会計年度任用職員にとって、制度発足から2年連続で待遇悪化につながるものであり、納得できません。

休暇・休業制度については、国家公務員に特別休暇で新設された不妊治療の取扱い、育児休暇の取得回数の制限緩和等の改正事項は、会計年度任用職員への対応も含め、確実に行うことを求めます。

定年年齢の引き上げについては、定年まで働き続けられる職場環境の整備をはじめ、賃金水準、役職定年制、定年前再任用短時間勤務職員制度、計画的な新規採用など、想定される課題は明らかのことから、早期の協議を求めます。

つきましては、私たちは、賃金改善を求める「賃金改善等に関する追加要求」を決定しましたので、本年3月11日に提出した春闘要求に加えて要請します。

なお、技能労務職の労働条件は、従来から「団体交渉で決定する」との基本原則に基づき、誠意をもった協議を重ねてきていますが、本年も、労働協約書にある「職員の生活安定」を基本とした検討を重ねて要請します。

記

I. 賃金等に関すること

1. 誰もが生活水準の維持・改善ができる賃金を支給すること。

2. 各給料表の改善

(1)全給料表、共通事項

ア. 月例給の水準を維持・改善すること。

イ. 初任給を改善し、在職者の調整を完全に行うこと。

ウ. 昇格基準等の現行制度を保障し、さらに改善すること。

エ. 各給料表の号給を継ぎ足し、退職時まで1才4号を保障すること。特に、定年

までの昇給が可能となるよう行政職給料表の6級について号給を継ぎ足すこと。

- オ. 再任用職員の賃金水準を改善すること。
- カ. 高齢層職員の士気確保策を講じること。

(2) 行政職給料表

ア. 初、中級採用職員と上級採用職員との賃金格差を解消するとともに、在職者の調整を完全に行うこと。

イ. 運用基準の改善

- ①中途採用者の格付けは、職務に関係なく、標準賃金により行うこと。
- ②高齢層職員の士気確保のため、退職時までには行政職6級へ格付けすること。

(3) 研究職給料表

昇任制度の見直しに伴い、研究職給料表の改善を行うこと。

(4) 看護職給料表

給料表の運用改善を行うこと。また、高齢層の士気確保のため、退職時までに看護職4級へ格付けすること。

(5) 技能労務職給料表

ア. 行政職との格差解消を行うこと。

イ. 給料表を一本化すること。

ウ. 運用等の現行措置を維持・改善し、定年年齢まで昇給を行うこと。

エ. 現行の職種区分を抜本的に見直し、当面2区分に改善すること。

オ. 中途採用者について、標準賃金との格差を完全に解消すること。

カ. 再任用賃金についても、行政職との格差解消を行うこと。

3. 賃金決定基準

- (1) 中途採用者の初任給基準を改善するとともに、前歴（経験年数）換算率及び昇給換算率をさらに改善すること。
- (2) 人材確保の観点から初任給基準の引き上げること。
- (3) 臨時・非常勤職員等の期間を10割とすること。
- (4) 全職種に年齢別初任給決定基準を適用すること。
- (5) 採用後5年以内に標準賃金に到達させること。
- (6) 以上の改善に伴う在職者調整を行うこと。

4. 昇給及び昇任に関する改善

(1) 昇 給

ア. 処分、勤務成績を理由とした昇給号給数に格差をつけないこと。

イ. 人事委員会規則第19条の2第2項に規定する不利益な取り扱いは行わないこと。

ウ. 長期療養など休職者の完全な復職調整を早期に実施すること。また、それに伴う完全な在職者調整を行うこと。

(2) 昇 任

主任、主査及び地方機関の課長補佐への昇任基準を明確化し、「成績」を理由にした人事差別を行わないこと。

5. 諸手当の改善

- (1) 地域手当は、過去の経緯をふまえた抜本的な問題解決を早期に図ること。
- (2) 住居手当
 - ア. 家賃等の支払い者については、民間、公団等の家賃に見合うように支給額を引き上げること。
 - イ. 支給範囲を拡大すること。
- (3) 通勤手当
 - ア. 交通機関利用者については、全額実費を支給すること。
 - イ. 交通用具利用者については、次のとおり改善すること。
 - ①自転車利用者

5km 未満	4,000 円
5km を超える 5kmごとにつき	5,000 円
 - ②自動車等利用者

5km 未満	9,500 円
5km を超える 1km ごとにつき	1,000 円
 - ③通勤距離が 1km 以上の場合には支給すること。
 - ④通勤途上の駐車場・駐輪場等の料金を「別枠」として全額支給すること。
 - ウ. 新幹線等に係る料金については、全額支給とすること。また、特急料金を「別枠」として支給すること。
 - エ. 新幹線等利用、有料道路・トンネル料金の適用基準・範囲を拡大すること。
- (4) 単身赴任手当
 - ア. 基礎額を月額 50,000 円に引き上げるとともに、加算額をさらに引き上げること。
 - イ. 支給範囲を拡大すること。
- (5) 宿日直手当を 1 回につき 10,000 円に引き上げること。
- (6) 労働基準法の改正に対応して、45 時間以上の超過勤務手当の割増率を引き上げること。
- (7) 夜勤手当を 100 分の 50、超過勤務手当を 100 分の 150 に引き上げること。
- (8) 再任用職員に住居手当、扶養手当等の生活関連手当を支給すること。
- (9) 退職手当
 - ア. 支給率を改善すること。
 - イ. 端数の月数については、6 ヶ月以上を 1 年と算定すること。
- (10) 新型コロナウイルス関連業務にかかる手当を改善すること。

6. 一時金

- (1) 職員の生活を守るために、必要な支給月数を確保すること。
- (2) 再任用職員の支給月数を維持・改善すること。
- (3) 会計年度任用職員の一時金を維持・改善すること。また、勤勉手当を支給すること。

7. 休暇制度の拡充を行うこと。

- (1) 公務員人事管理に関する報告で触れられた、生活と仕事の両立支援に関する休暇について、国に遅れることなく実施すること。

- (2) 子どもを生み育てることの支援策の一環として、妊娠障害休暇等を新設するとともに、子育て支援休暇の取得要件を拡大すること。また、親族の喪に係る特別休暇を拡充すること。
- (3) 病気休暇の制度・運用の改善を行うこと。
- (4) 仕事と治療の両立支援に関する制度を充実させること、また、子育てのための部分休暇の取得単位を緩和すること。
- (5) その他、健康で安心して働き続けられるために、休暇・休業制度を拡充すること。

8. その他

- (1) 人事評価制度は人材育成を目的としたものとし、賃金に反映させないこと。
- (2) 会計年度任用職員等の賃金・休暇など待遇改善を行うこと。

9. 実施時期

以上の改善については、2021年4月1日から実施すること。

II. 定年の引上げについて

- 1. 定年の引上げについては、早期に協議を行うこと。